世代間交流住宅 せせらぎ 入居募集説明書

住 所 : 宮城県刈田郡七ヶ宿町字 関184番地5

名 称 : 世代間交流住宅 せせらぎ

仕 様 : 木造平屋建 1 L D K オール電化仕様

募集戸数 : 1棟 1戸

募集期間 : 令和2年2月19日(水)~令和2年3月9日(月)



南側立面図 S=1/150

七ヶ宿町農林建設課

- 「1] **申込者の資格・・・**次の要件を満たすことが必要です。
- (1) 七ヶ宿町に定住を希望し、居住するための住宅を必要としている **40歳未満の若者世帯の方**、ただし、101 号、102 号については 60歳以上の高齢者も入居できる。
 - (2) 就労していること。ただし、高齢者世帯として入居した場合を除く
 - (3) 家賃、公共料金等の支払い能力がある者
 - (4) 暴力団ではないこと
 - (5) 市町村税等を滞納していないこと。

「2] 申込みのときに提出するもの

□入居申込書

印鑑を持参してください。

□世帯全員の住民票

申込者、同居親族及び同居以外の扶養親族が記載されている世帯の住民票 (本籍地・続柄記載のもの)

- ※なお、婚姻の予約者等、現在別居の状態にある者については、それぞれの世帯 の住民票
- □所得を証する書類

申込者、同居親族及び同居以外の扶養親族について下記の1または、2の双方の 書類

- 1. 市町村長発行の前年分の所得証明書 (ただし、前年分の証明がとれない期間は、前々年分の証明とする。)
- 2. 前年の所得を証する書類
- ア. 給与所得者 (パート収入のある者を含む) は源泉徴収票、または給与証明書
- イ. 事業所得者は、確定申告書の写し、または収支明細書
- ウ, 年金受給者は、公的年金源泉徴収票、または年金改定通知
- □勤務先証明書(様式2)
- □納税または非課税証明書・・・市町村発行のもの
- ≪該当する方に提出していただく書類≫
 - □婚姻の予約者と同居する場合、婚約確認書
 - □申込者及び同居しようとする者が、外国籍の場合
 - ・・・外国人登録済証明書及び外国人登録証の写し
 - □その他、窓口で提出を指示された書類

「3] 申込みについての注意

- (1) 申込書は、本人または家族の方が農林建設課まで持参、もしくは郵送で提出願います。
- (2) 申込書及びその他の提出書類の記載事項が事実と相違するときは、申込み及び入居の決定が取り消しとなります。
- (3) 提出された申込書は返却しません。

[4] 入居者の決定方法

申し込み者が多い場合は、抽選により入居者を決定します。抽選となる場合、文書により、日時、会場をお知らせいたします。

≪入居補欠者≫

入居決定者のほかに補欠として入居順位を定めて入居補欠者を定めた場合は、入居 決定者が世代間交流住宅に入居しないときに入居補欠者のうちから入居順位に従い入 居者を決定することになります。

「5] 入居手続き

(1) 書類の提出

次の手続きを入居決定のあった日から起算して10日以内に行ってください。

- □契約書、保証承諾書、賃貸契約に係わる説明書(別紙)の提出
 - ・連帯保証人2名(法人を除く)は、独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同等 以上の収入を有すること。
 - ・連帯保証人の印は、実印とすること。
 - ※連帯保証人を法人とするとき1社で可能

≪添付書類≫

- 1. 連帯保証人の印鑑登録証明書(発行後3ヵ月以内のもの)が特別の事情があると認めたときは1名とすることができる。
- 2. 連帯保証人の収入を証する書類(所得証明書、または源泉徴収票等)
- 3. 連帯保証人の住民票
- ※入居後、連帯保証人に変更があった場合は、直ちに変更の手続きをして下さい。

(2) 敷金の納入

- ・入居時の家賃の3ヵ月分を納めてください。
- ・敷金は、原則返還致しますが、住宅退去の際、未納家賃及び入居者が原因による破損等を発見した場合、控除して返還します。
- ※期限内に、契約書及び関係書類を提出されない場合、または敷金を納入されない場合、入居決定が取り消しとなります。

(3) カギの引渡、入居準備

- ・電気については東北電力に連絡願います。
- (4) 入居届、上下水道の使用開始の届出の提出
 - ・交流住宅に住民票を異動し、添付していただきます。

「6] 契約期間

- (1)賃貸期間は3年目の年度末(3月31日まで)となります。例えば、令和元年 11月1日から入居した場合、令和5年3月31日までの契約となります。40歳未 満の方は再契約が可能ですので、引き続き入居される場合、[5]の入居手続きを再度 行っていただきます。
- (2) 40歳になる年度に契約が終了しますので、退去の準備をよろしくお願いいた します。
- (3) 例外として、18歳以下のお子さんが同居している場合は、19歳になる年度まで再契約できます。

[7]家賃

家賃については床面積の違いから、101号、102号は28,000円

103号~107号は29,000円となりますが、それぞれの家賃に街灯等、共同で利用する部分の維持管理のため、共益費として500円加算し、請求させていただきます。

また、契約時にお子さんがいなければ、契約期間中にお子さんが生まれても 5,000 円減額とはなりません。(出生届が必要)

納入方法については、毎月15日頃に送付いたします。その月の末日までに納付書で納めていただきます。なお、その月の末日が金融機関の休業日にあたる場合は、金融機関の翌営業日となります。

なお、**口座振替を希望の方は、町指定金融機関の窓口へお申し込みください。** ※町指定金融機関(郵便局、仙南信用金庫、みやぎ仙南農業協同組合)

[8] 入居者の費用負担義務

- (1) 電気・水道及び下水道の使用料
- (2) 共同施設・給水施設及び汚水処理施設の使用または維持運営に要する費用
- (3) 住宅及び共同施設の軽微な修繕に要する費用
 - ・ガラスの取替、網戸、給水栓(蛇口)・蛍光灯バルブ、点灯管取替
 - 木造器具及び建具
- (4) 各部屋の電灯・及び撤去に要する費用
- (5)網戸等の模様替え及び撤去に要する費用
- (6) 環境の維持整備に要する費用

※修繕については経過年数を考慮し、基本的には役場が修繕を行いまので、設備の故障等は速やかに報告願います。<u>ただし、入居者が原因によるものについては、入居者に</u>**修繕していただきます。**

[9] 駐車場を使用する場合は、申請書を提出していただきます。契約時 に提出して下さい。

駐車可能台数(自動車保管場所証明可能台数) 1世帯2台

- ・自動車保管場所証明は農林建設課で交付します。交付希望日の前日までに申請して下さい。
- ※2台以上の乗用車を所有している世帯は、3台目以降の駐車場については 各所有者で確保してください。

[10] 住宅の入居取り消しと明渡請求

次のいずれかに該当する場合には、入居を取り消したり明渡しを請求することになります。

- (1) 不正行為によって入居したとき。
- (2) 家賃を3月以上滞納したとき。
- (3) 住宅または共同施設を故意に毀損したとき。
- (4) 正当な事由によらないで15日以上住宅を使用しないとき。
- (5) 入居者の保管義務(他の入居者に迷惑をかけない、承認を受けて模様替え等を行う、承認を受けて他の者を同居させる、居住の目的以外に使用してはならない等) に違反したとき。

[11] 退去について

交流住宅を退去される場合、退去の10日前までに明け渡し届けを提出し、職員による検査を受けていただきます。経年劣化以外で修繕を必要とする箇所がある場合は、入居者に修繕していただきます。(たばこ焼け、クロスの破損等)

「12] その他

- (1) 入居室及び郵便受の表札を掲げてください。
- (2) 自治会の運営、清掃、除雪などは入居者全員で協力して行って下さい。
- (3) 住宅では、犬や猫などのペットを飼うことはできません。
- (4) 出生・死亡・転居等で同居親族に変更があったときは、速やかに「同居親族異動届」を提出してください。新たに親族を同居させようとするときは、事前に「同居承認申請書」を提出し承認を受けて下さい。
- (5) 連帯保証人の住所・氏名・勤務先に変更があったときは、速やかに「連帯保証人 住所(氏名・勤務先)変更届」を提出してください。

連帯保証人の死亡等で連帯保証人の変更が必要となった場合には、速やかに「連 帯保証人変更承認申請書」を提出し承認を受けてください。

(6) 模様替えを行う場合には、事前に「模様替え申請書」を提出し承認を受けて下さい。 (例) インターネット回線工事等

(7) 住宅を15日以上不在にする場合には、「不在届」を提出して下さい。

この内容についてのお問い合わせは農林建設課までどうぞ 電話:0224-37-2115